

「佐賀県栄養士会認定証」並びに「生涯教育研修会割引券」発行実施要項

1. 趣旨

本会は、定款第3条において、「会員の職業倫理の自覚、栄養に関する専門的教育、学術研究等による資質の向上に努め、佐賀県民の公衆衛生の向上に寄与する」ことを目的としている。そのため、本会が主催する生涯教育研修会を受講し、資質の向上を行う者は、本会の目的を達成した者とみなし、他の会員の模範と考える。

このことから、下記のように生涯教育研修会を受講した者の功績に対して、本人申請のもと「佐賀県栄養士会認定証」並びに「生涯教育研修会割引券」を発行することとする。

2. 実施主体

公益社団法人 佐賀県栄養士会

3. 対象

公益社団法人 佐賀県栄養士会会員

4. 実施年度

平成29年度6月より施行

5. 概要

(1) 認定要件は15単位以上の単位を取得した者とする。

※1単位：演習＝180分／回、講義90分／回

(2) 佐賀県栄養士会が主催する生涯教育研修会の他、各事業部の生涯教育単位が認められた研修会を対象とする。日栄委託事業（無料）は含まれない。

(3) 単位の取得期間は初年度から連続した2年間とする。

(4) 要件を満たした者の申請によって佐賀県栄養士会は「佐賀県栄養士会認定証」並びに「生涯教育研修会割引券」を発行する。

※「生涯教育研修会割引券」とは申請によって発行する1,000円の割引券

6. 単位の認定方法

(1) 単位は佐賀県栄養士会生涯教育単位取得証明書の単位数を対象とする。

(2) 佐賀県栄養士会生涯教育単位取得証明書を紛失した場合、単位は無効とする。

7. 「生涯教育研修会割引券」の利用方法

(1) 佐賀県栄養士会生涯教育単位取得証明書の単位を15単位以上取得された方のみ、生涯教育研修会の申込時（一括含む）、又は当日受付時に1,000円の割引ができる。

※「生涯教育研修会割引券」発行は事前申請が必要。

(2) 対象者は事前に申請書に必要事項を記入し、佐賀県栄養士会生涯教育単位取得証明書を添付し、栄養士会あてに郵送する。※FAXは無効。

(3) 佐賀県栄養士会で確認後、佐賀県栄養士会認定証、生涯教育研修会割引券及び佐賀県栄養士会生涯教育単位取得証明証は希望の宛先へ送付する。

(4) 割引券の期限は発行日より2年間とする。（再発行しない）